

○総務省令第七十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の三第一項、第二項（同条第六項及び同法第百二条の四第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月一五日

総務大臣 林 芳正

電波法による伝搬障害の防止に関する規則の一部を改正する省令

電波法による伝搬障害の防止に関する規則（昭和三十九年郵政省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	
(施工中となる準備の完了) 第六条 法第二百二条の三第四項の規定により、指定行為に係る施工の準備の完了の程度で当該指定行為が施工中となるものは、当該指定行為に係る事項につき次の各号のいずれかに掲げる処分があったこととする。 【一〇三 略】 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による港湾管理者（同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十一条において同じ。）の許可（港湾区域（同法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。第六号において同じ。）内の水域の占用に係るものに限る。） 五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣の許可 六 都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾区域、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項の一級河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この号において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法第百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。） (書類の提出) 第十一条 法第二百二条の三、第二百二条の四若しくは第二百二条の九又は前条の規定により総務大臣に提出する書類は、高層建築物等に係る施工地、所在地又は第六条第四号の許可を行う港湾管理者である地方公共団体（港湾管理者が港湾法第四条第一項の規定による港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域若しくは同条第六号の許可を行う都道府県知事が管轄する区域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第七項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に最も近い沿岸の属する地方公共団体の区域若しくは同法第十二条第一項に規定する協議会を組織することができる関係都道府県知事が管轄する区域を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由するものとする。 別表第一号様式（第八条参照） 〔様式略〕 〔注 1 ～ 3 略〕 4 工事請負人住所氏名欄（工事下請人がある場合は、工事下請人住所氏名欄を含む。）を未定として届け出る場合は、当該欄に未定と記載し、工事請負契約の予定年月日をその他参考となる事	
改 正 前	
(施工中となる準備の完了) 第六条 〔同上〕 【一〇三 同上】 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による港湾管理者（同法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。第十一条において同じ。）の許可（港湾区域内の水域の占用に係るものに限る。） 五 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣の許可 六 都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾法第二条第三項の港湾区域、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第四条第一項の一級河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この号において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法第百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。） (書類の提出) 第十一条 法第二百二条の三、第二百二条の四若しくは第二百二条の九又は前条の規定により総務大臣に提出する書類は、高層建築物等の施工地、所在地又は第六条第四号の許可を行う港湾管理者である地方公共団体（港湾管理者が港湾法第四条第一項の規定による港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域若しくは同条第六号の許可を行う都道府県知事が管轄する区域若しくは海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第九条に規定する協議会を組織することができる関係都道府県知事が管轄する区域を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由するものとする。 別表第一号様式（第八条参照） 〔様式同左〕 〔注 1 ～ 3 同左〕 4 〔同左〕	

項欄に記載するとともに、次に掲げるいずれかの高層建築物等に係る書類を添付すること。	
〔1〕～〔6〕 略〕	
(7) 港湾法第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可（ <u>港湾区域（同法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。〔10〕において同じ。〕内の水域の占用に係るものに限る。）の通知の写し</u>	(7) 港湾法第三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可（ <u>港湾区域内の水域の占用に係るものに限る。）の通知の写し</u>
(8) <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十条第八項及び同法第三十二条第十一項の規定による公告の写し</u>	(8) <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八条第六項の規定による公告の写し</u>
(9) <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び同法第三十八条第一項の規定による許可の通知の写し</u>	(9) <u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による許可の通知の写し</u>
(10) 都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾区域、海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法第四条第一項の一般河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この別表において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法第百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）の通知の写し	(10) 都道府県の条例又は規則に基づく都道府県知事による許可（国有財産法第三条第二項第二号の公共用財産のうち、水域（漁港及び漁場の整備等に関する法律第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域、港湾法第二条第三項の港湾区域、海岸法第二条第二項の一般公共海岸区域及び同法第三条第一項の海岸保全区域、河川法第四条第一項の一般河川の河川区域（同法第六条第一項の河川区域をいう。以下この別表において同じ。）、同法第五条第一項の二級河川の河川区域及び同法第百条第一項の準用河川の河川区域並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第五項の海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の区域内の水域を除く。）にあるものの使用又は占用に関し、国有財産法第九条第三項の規定により都道府県が行う事務であるものに限る。）の通知の写し
〔注 5 ・ 6 略〕	〔注 5 ・ 6 同左〕

備考 第56条の6

附 則

この省令は、公布の日から施行する。